

## 答申を受けて考える「放課後の居場所作りのあり方」について

駒沢女子短期大学・保育科  
准教授 古屋 真

### 1. 居場所の定義

藤原（2010）は、教育学・社会学・心理学（教育心理学）の観点から、これまで行われてきた居場所研究を集約（メタ分析）し、その機能的側面を中心に、以下の通りに分類を試みた。

- ①社会生活の拠点となる物理的な意味での場（物理的な場）
- ②自由な場（管理強制からの自由、時間ペース選択の自由、大人や権力からの自由、比較評価からの自由、開放感）
- ③居心地がよく、精神的に安心・安定していただける場もしくは人間関係（安心・愛されていると感じられる場）
- ④一人で過ごせる場（一人になりたいときに一人になることができる場）
- ⑤休息、癒し、一時的な逃避の場（失敗や挫折、孤独やストレスなどから回復・緩衝となる・逃避できる場）
- ⑥役割が与えられる、所属感や満足感が感じられる場（自分が必要とされている場、役割がある場、活躍する場）
- ⑦他者や社会とのつながりがある場（友人・先生・地域・スタッフなどと関われる場）
- ⑧遊びや活動を行う場、将来のための多様な学び・体験ができる成長の場（自己決定・発揮・実現ができる場）
- ⑨自己の存在感・受容観を感じさせる場（自分が必要とされている場、自他の「らしさ」の開示や受容ができる場）
- ⑩安全な場（保護されていると感じる場・安全が保障されている場）

※子どもに限らず、大人も含めた「居場所」の分類を試みている。

⇒これらすべての機能が子どもにとって重要であり、欠かすことのできない居場所である。

墨田区では、①と⑩の居場所の確保が喫緊の課題である。⇒【量】の確保

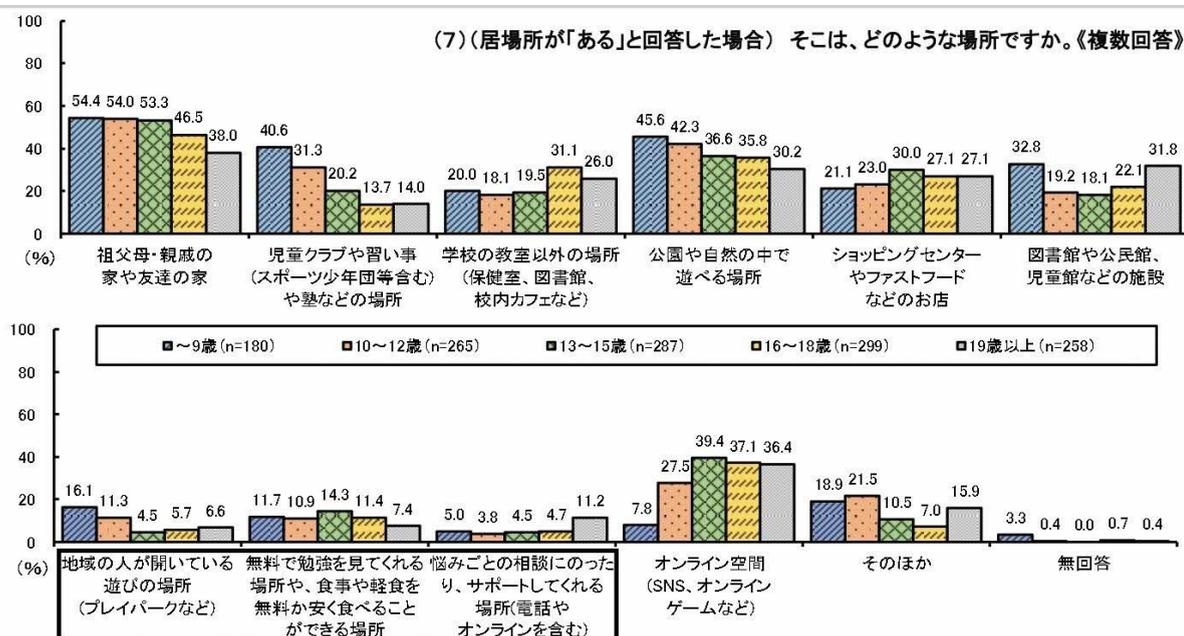
他方で、それ以外の居場所（特に②⑦⑧）についての議論も重ねていく必要がある。⇒【質】の保障

### 2. 子ども「も」考える居場所作りを目指して

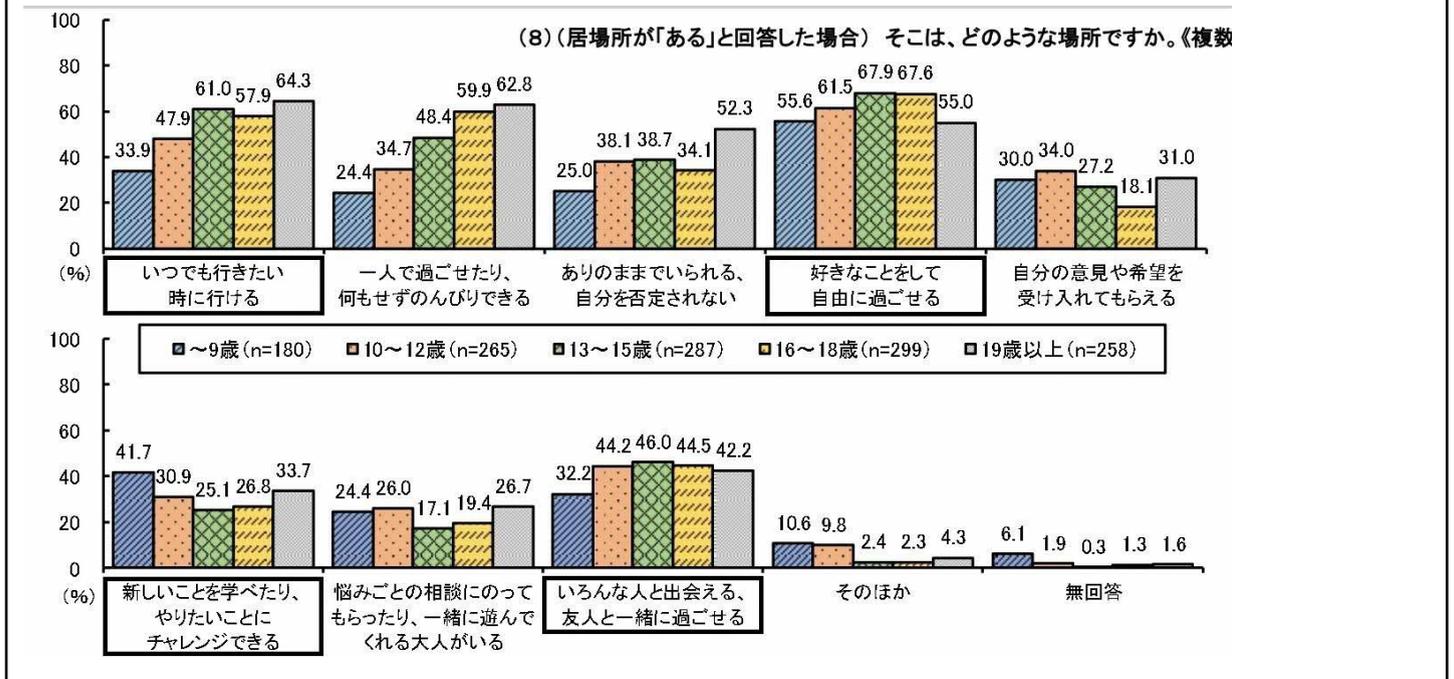
（1）こども・若者が考える居場所（こどもの居場所づくりに関する検討委員会、2023）

内閣府こども家庭庁設立準備室は、「こどもの居場所づくりに関する検討委員会」に提供する資料収集のため、昨年12月から本年1月上旬にかけて、小学生からおおむね30歳までのこども・若者2,036名を対象に、居場所に関するアンケート調査をウェブ上で実施した。以下は、居場所が「ある」と回答した約1,289名（約63.3%）のこども・若者の回答を一部抜粋したものである。

#### ●こども・若者が挙げる「居場所」⇒①の居場所



●子ども・若者が挙げる「居場所」の特長（機能）≒②から⑨の居場所



(2) 子ども基本法（令和5年4月1日施行）からみる子どもの居場所作り

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

↳ **子ども施策に対する子ども等の意見の反映**

第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

↳ **関係者相互の有機的な連携の確保等**

⇒子ども・子育て家庭の実情などについて、民間団体も含めた関係機関との（データ）連携は必要不可欠である。

⇒墨田区の子どもたちにも「放課後の居場所」について意見聴取する場や機会を設けることが重要である。

①や⑩の条件を満たしつつ、②⑦⑧の居場所となり得る場所は設けられるか？

（例：子どもの意見聴取から生まれた居場所「どこでも子どもカフェ」 ※千葉市の運営助成あり）

【引用文献】

藤原靖浩, 2010, 「居場所の定義についての研究」, 『教育学論究』 Vol. 2, pp. 169-177.

子どもの居場所づくりに関する検討委員会（内閣府子ども家庭庁設立準備室）, 2023/1/23, 第4回資料1-1